

飼料添加物アビラマイシンの基準及び規格の改正に係る意見聴取について

1. 概要

飼料添加物アビラマイシンについて、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項に基づく基準及び規格を改正することについて、同法第 59 条第 1 項の規定に基づき、農林水産大臣から厚生労働大臣に対して公衆衛生の見地からの意見聴取があった。

2. 改正の内容

アビラマイシンの製造用原体の製造の方法の基準に、必要に応じてソイビーンミルラン¹を加える方法を追加し、粗脂肪（現行：15.0%以下）及び粗繊維（現行 10.0%以下）の値をそれぞれ 20.0%以下とする。

- アビラマイシン（オルトソマイシン系の抗生物質）は、同法に基づき飼料添加物として指定されており、鶏及び豚を対象とする飼料への使用が認められている。

{	飼料中のアビラマイシン含有量：	鶏用飼料	2.5～10 g 力価/t
		豚用飼料	5～40 g 力価/t
- 食品中の残留基準としては、豚、鶏等に基準値が設定されている。
- 本改正は、原体中のアビラマイシンの濃度を一定にするために、原体の製造過程で賦形物質²としても使用されているソイビーンミルランを添加するよう製造方法を変更するものである。
- 本改正に伴い、原体中の粗脂肪や粗繊維の含有濃度は増加するが、原体及び製剤中のアビラマイシンの含有濃度は変わらない。また、飼料へのアビラマイシンの添加量にも変更はない。

3. 対応方針（案）

アビラマイシンの原体の製造方法を変更したとしても、製剤中のアビラマイシンの含有濃度に変更はなく、また、飼料へのアビラマイシンの添加濃度に変更がないことから、家畜がアビラマイシンを摂取する量は従前と変わらず、本改正に伴う公衆衛生上の問題はないと考えられる。

また、同様の理由により、食品中の残留基準についても変更する必要はないと考えられる。

<経緯>

平成 27 年 3 月 2 日 農業資材審議会飼料分科会答申（アビラマイシンの基準及び規格を改正することは適当）

平成 27 年 3 月 17 日 食品安全委員会答申（人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる）

平成 27 年 3 月 31 日 農林水産大臣から厚生労働大臣宛てに意見聴取

¹ ソイビーンミルランとは、大豆の種子を粉砕し、又は粉砕する際に得られる小薄片であり、種皮並びにそれに付着する胚乳及び胚芽からなる。通常、飼料として家畜に給与されているものである。食品安全委員会は、飼料添加物の賦形物質等として化学的操作なく物理的に混合することについて、人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかなものと評価（平成 24 年 4 月 5 日付府食第 342 号）。

² 賦形物質とは、増量、希釈を目的として、飼料添加物の製造用原体に混合して用いられるもの。